

【入院基本料・特定入院料・基本診療料に係る施設基準】

- ・一般病棟入院基本料 急性期一般入院料 1
- ・救急医療管理加算
- ・診療録管理体制加算 1
- ・医師事務作業補助体制加算 1（20 対 1 補助体制加算）
- ・急性期看護補助体制加算
（25 対 1 急性期看護補助体制加算 看護補助者 5 割以上）
（夜間 50 対 1 急性期看護補助体制加算）
（夜間看護体制加算）
（看護補助体制充実加算 1・2）
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料 1
（回復期リハビリテーション強化体制加算）
- ・地域包括ケア病棟入院料 2
（リハビリテーション・栄養・口腔連携加算）
- ・療養環境加算
- ・栄養サポートチーム加算
- ・医療安全対策加算 1（医療安全対策地域連携加算 1）
- ・感染対策向上加算 1（指導強化加算）
- ・患者サポート体制充実加算
- ・褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ・術後疼痛管理チーム加算
- ・地域支援・医薬品供給対応体制加算（2）
- ・病棟薬剤業務実施加算（1）
- ・データ提出加算
- ・入退院支援加算（1）
- ・入退院支援加算 地域連携診療計画加算
- ・入退院支援加算 入院時支援加算
- ・入退院支援加算 総合機能評価加算
- ・認知症ケア加算（3）
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・排尿自立支援加算
- ・電子的診療情報連携体制整備加算（入院：1、外来：3、歯科：2）
- ・地域歯科診療支援病院入院加算
- ・地域歯科診療支援病院歯科初診料
- ・歯科外来診療医療安全対策加算（2）
- ・歯科外来診療感染対策加算（3）
- ・歯科診療特別対応連携加算
- ・歯科技工所ベースアップ支援料

【特掲診療料に係る施設基準】

- ・糖尿病合併症管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん患者指導管理料イ
- ・がん患者指導管理料ロ
- ・がん患者指導管理料二
- ・二次性骨折予防継続管理料 1
- ・二次性骨折予防継続管理料 2
- ・二次性骨折予防継続管理料 3
- ・下肢創傷処置管理料
- ・院内トリアージ実施体制加算
- ・救急外来医学管理料 2 及び同注 3 に規定する救急外来緊急検査対応加算 2
- ・救急患者連携搬送料
- ・外来腫瘍化学療法診療料 1
- ・開放型病院共同指導料
- ・がん治療連携指導料
- ・外来排尿自立指導料
- ・薬剤管理指導料
- ・検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ・医療機器安全管理料 1
- ・歯科治療時医療管理料
- ・在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注 2
- ・在宅療養後方支援病院
- ・在宅経肛門的自己洗腸指導管理料
- ・BRCA1／2 遺伝子検査
- ・検体検査管理加算（1）
- ・心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・神経学的検査
- ・CT 透視下気管支鏡検査加算
- ・精密触覚機能検査
- ・画像診断管理加算 2
- ・CT 撮影及び MRI 撮影
- ・冠動脈 CT 撮影加算
- ・心臓 MRI 撮影加算
- ・乳房 MRI 撮影加算
- ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・外来化学療法加算 1
- ・無菌製剤処理料
- ・心大血管疾患リハビリテーション料（1）

- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（１）
- ・運動器リハビリテーション料（１）
- ・呼吸器リハビリテーション料（１）
- ・摂食機能療法の注３に規定する摂食嚥下機能回復体制加算 ２
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・集団コミュニケーション療法料
- ・歯科口腔リハビリテーション料 ２
- ・静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）
- ・人工腎臓
- ・導入期加算 １
- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・ストーマ合併症加算
- ・口腔粘膜処置
- ・歯科技工士連携加算 １ 及び光学印象歯科技工士連携加算
- ・CAD／CAM 冠及び CAD／CAM インレー
- ・歯科技工加算 １ 及び ２
- ・組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合に限る。）
- ・脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- ・乳癌センチネルリンパ節加算 ２ 及びセンチネルリンパ節生検（単独）
- ・乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの）及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの））
- ・食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膀胱腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腔腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・大動脈バルーンパンピング法（IABP 法）
- ・経皮的下肢動脈形成術
- ・経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
- ・胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）（医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術）
- ・輸血管理料（２）
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・レーザー機器加算
- ・麻酔管理料（１）
- ・吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（１）
- ・歯科麻酔管理料
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・特別管理加算

- ・口腔機能実地指導料
- ・歯科吸引麻酔又は歯科静脈麻酔（2）
- ・看護職員処遇改善評価料
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（1）
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1）
- ・入院ベースアップ評価料
- ・入院時食事療養／生活療養（Ⅰ）

（2026.7.1 現在）